

姫 監 公 表 第 1 2 号

平 成 2 0 年 9 月 3 日

姫路市監査委員	岡 本 喜 雅
同	福 本 正 明
同	久 保 井 義 孝
同	爲 則 政 好

住民監査請求（姫路市議会交際費の支出）に係る監査の結果について

平成20年7月9日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

廣野武男

2 請求年月日

姫路市職員措置請求（住民監査請求「姫路市議会交際費の支出」。以下「請求書」という。）の提出は、平成20年7月9日である。

3 請求人の主張

請求書により、請求の要旨を次のように解した。

(1) 請求の要旨

姫路市議会交際費から支出された、供花料、香料、玉串料の4件7万円、出陣御祝、当選祝の2件5万円について、姫路市長は、前姫路市議会議長に対して、全額を姫路市に返還させることを請求する。

- ・平成19年10月12日に支出した、供花料1万円、香料3万円。
- ・平成20年2月25日に支出した、供花料1万円、玉串料2万円。
- ・平成20年4月8日に支出した、高砂市長選出陣御祝2万円。
- ・平成20年4月14日に支出した、高砂市長選出当選祝3万円。

(2) 請求の理由

- ・高砂市長選関係の支出については、他の市町との整合性がない。
- ・高砂市長のみへの出陣祝は、対立候補者が当選していれば険悪な状態が生じることは必定であり、自治法第2条第14項の規定に相反する支出である。
- ・大阪高判決（平成12・5・12）では、「交際費を使用した周辺市長等への祝金等の支出は、政治的色彩を有するものであって自治体のなすべきことではない」と判断している。
- ・交際費運用基準では、当選祝はゼロと規定され、出陣祝の項目はない。また、弔慰（香料・供花等）については、その他（市民）はゼロと規定している。
- ・福岡市や北九州市など多くの市で、交際費からの香典を廃止しており、社会通念、社会常識の趨勢は香典の廃止が定着している。

4 事実を証する書面

- ・姫路市議会交際費に係る金銭出納表の写し（平成19年10月分、平成20年2月分、平成20年4月分）ほか
- ・「交際費運用基準（平成11年6月21日協議に基づき作成）」文書

5 請求の要件審査及び受理

(1) 姫路市議会交際費から支出した、供花料1万円と香料3万円（平成19年10月12日支出分）及び供花料1万円と玉串料2万円（平成20年2月25日支出分）については、交際費運用基準が適用されていない。また他都市事例から社会通念、社会常識の趨勢は香典の廃止が定着している。

以上のことにより、姫路市のこうむった損害を補てんさせるよう姫路市長に措置を求める請求であると解した。

(2) 姫路市議会交際費から支出した、高砂市長選出陣御祝2万円（平成20年4月8日支出分）と高砂市長選当選祝3万円（平成20年4月14日支出分）については、交際費運用基準が適用されていない。また大阪高判（平成12年5月12日）の判断もある。

以上のことより、姫路市のこうむった損害を補てんさせるよう姫路市長に措置を求める請求であると解した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

監査の対象としたのは、請求書及び事実を証する書面から特定される平成19年10月12日に支出された供花料1万円と香料3万円及び平成20年2月25日に支出された供花料1万円と玉串料2万円とする。

なお、平成20年4月8日に支出された高砂市長選出陣御祝2万円及び平成20年4月14日に支出された高砂市長選当選祝3万円は、平成20年6月24日に高砂市長から計5万円が返還されており、姫路市に財産的損害を生じておらず、地方自治法第242条の要件を満たさないものとして却下する。

2 監査対象部局

請求書の内容により、監査対象部局を議会事務局とし、自治法第199条第8項の規定に基づき、関係職員から事情を聴取するとともに、次の関係職員から帳簿、書類、その他の記録の提出を求め、精査して監査を実施した。

・議会事務局 総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成20年8月1日に証拠の提出及び陳述の機会をあたえた。

請求人からの監査対象の請求の要旨を補足する陳述は、次のとおりである。

ア 姫路市議会には、交際費運用基準がある。

イ 香料等については、一般の方に対しては支出してはならないという基準がある。

ウ 議会事務局は、この基準をあくまでも指針であると言っているが、歴代の議長、副議長はこの基準に基づいて判断しているはずである。

4 監査対象部局の陳述

平成20年8月4日に、姫路市議会事務局ほか関係職員の陳述の聴取を行った。
陳述の内容は以下のとおりである。

- ア 議会交際費の支出は、その時々議長が市政への影響度、過去からの経緯等から様々な状況を勘案して決定したものである。
- イ 「交際費運用基準（平成11年6月21日協議に基づき作成）」文書（以下「基準文書」という。）は、あくまで支出の指標であり、これに拘束されるものでなく、その時々議長の判断によると考える。
- ウ 「基準文書」は、議会事務局の決裁は取っていない。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局からの関係書類の提出及び関係職員からの事情聴取等の結果に基づき、次のとおり事実関係の確認をした。

- ア 平成19年10月12日に議会交際費から、供花料1万円と香料3万円が支出された。
- イ 平成20年2月25日に議会交際費から、供花料1万円と玉串料2万円が支出された。
- ウ 「基準文書」は、議会事務局内の決裁は得ておらず、内部資料で、外部に公表していない。あくまでも「支出の指標」であり、関係職員の間では、これに拘束されるものではないものとしている。

2 判断

請求人の主張に対し、次のとおり判断する。

交際費は、一般的には地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部と交渉をするために要する経費であると解されている。

また、平成元年9月5日最高裁判決によると「当該団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されない」とする判断も示されている。

そこで、請求人が、違法不当性の根拠として示している「基準文書」について判断する。

同文書には、当該見出し部に「（協議に基づき作成）」と記載され、また欄外の最終部に「5. 本基準は、平成11年6月21日、正副議長との申し合わせにより」と記載されており、庁内法制手続を経て決裁したものではない。

また同文書は、内部資料であり外部に公表されたものではなく、議会交際費を支出する

目安として位置づけられ、支出を拘束する運用基準として取り扱われてきたものではない。

従って、香料（3万円1件）、玉串料（2万円1件）が「基準文書」に記載する金額を超えるからといって、直ちに違法、不当と判断できない。

本件の場合、香料、玉串料共に、社会通念上認められる金額であり、外部と交渉するために要する経費として、市費をもって行う儀礼の範囲を逸脱するものとは判断できない。

今回議会交際費から支出された慶弔費の供花料、香料、玉串料については、姫路市決裁規程第15条の規定により、適正に支出手続を行っていることが認められる。

第4 結論

議会交際費から支出した、供花料、香料、玉串料の4件7万円について、姫路市長に返還させることを求める必要な措置を求める請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

（意見）

平成18年12月26日の住民監査請求に係る「監査の結果の意見（注）」で述べているように、交際費の使途について、早急に支出基準等を作成するとともに、市民に公開し、透明性の向上に努められるよう重ねて強く要望する。

（注）

地方公共団体に対する市民の視線は、非常に厳しいものがあります。交際費についてもその性格上、支出の性質、目的、内容、金額等が、社会通念に照らして儀礼の範囲内で適正なものであることが求められているので、支出に当たっては裁量権を逸脱することなく、また目的が不明朗かつ公正さに疑義を生じることがないように、慎重に執行されるよう希望します。

また、そのためには、早急に交際費の支出基準の作成に取り組み、その内容等について情報の公開に努めるためにも、明確な財務処理手順を定め、個別の支出決定にあたっては関係書類の添付と保存に努めて、透明性の向上と説明責任を果たされるよう強く要望します。